

【談話】

「1年単位の変形労働時間制」に道を開く中教審答申と「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に強く抗議し、教職員の長時間過密労働解消のための教職員定数の抜本的改善など実効ある措置を求める

2019年2月1日

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑 雅子

中教審は1月25日に第121回総会を開き、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「答申」）をまとめ、文部科学大臣に提出しました。「答申」は長時間過密労働の解消のために最も望まれている教職員定数の抜本的改善には背をむけた上に、「1年単位の変形労働時間制」の導入を盛り込んだものとなっています。「1年単位の変形労働時間制」は教職員の長時間過密労働をいっそう過酷なものにするものであり、全教は「答申」に強く抗議するものです。

「答申」は「教職員定数の改善などの条件整備」などの文言はあるものの、「文部科学省が取り組むべき方策」として「部活動指導員の配置支援」「スクール・サポート・スタッフ等の配置」等を列挙するのみで、教職員定数そのものの抜本的な改善については一切触れていません。また、「1年単位の変形労働時間制」は、地方公務員法で適用除外とされており、制度趣旨においても「恒常的な時間外労働がないこと」が導入の条件とされています。松野文科大臣（当時）が「看過できない」とした教職員の長時間におよぶ時間外勤務が厳然と存在する一方で、時間外勤務手当を「支給しないとする仕組みも含めた給特法の基本的な枠組みを前提」としたまま「1年単位の変形労働時間制」を学校現場に持ち込もうとすることは全くの暴挙でしかありません。さらに、自己責任論の考え方にもとづき「人事評価についても、同じような成果であればより短い在校等時間でその成果を上げた教師に高い評価を付与することとすべきである」としています。これでは、学校現場における“時短ハラスメント”を増長させ、教職員が子どもたちの教育に力をあわせてとりくむことに大きな困難をもたらします。

「答申」は「教師の長時間勤務を見直すに当たっては、毎日の業務の在り方を徹底的に見直しその縮減を図ることを前提」「実際に学校現場に導入するに当たっては、長期休業期間中の業務量を一層縮減することが前提」とするのみで、長時間過密労働への対応もすべて先送りした無責任なものです。また、別紙で示された「学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安」や「取組例」などは学校現場の実態を踏まえたものとは到底いえないものです。にもかかわらず、「学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表」では、2021年度からの「1年単位の変形労働時間制」実施に向け、2019年中の「制度改正」、2020年中の自治体における「条例改正等」をはかるとしています。

同時に文科省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」は、「原則として時間外勤務を命じない」としている給特法の原則を逸脱し、月45時間、年間360時間、特例的には月100時間、年間720時間の時間外勤務を認めるもので、断じて容認できません。

しかも「答申」では「公立学校の教師について罰則を伴う法規とすることは慎重であるべき」としており、法的な効力を持つ「規制」ではなく、単なる「目安」でしかありません。

「1年単位の変形労働時間制」を敢えて導入し、課業日の勤務時間を延長することで見かけ上の時間外勤務が減少したとしても教職員の長時間過密労働は解消できません。かえって時間外勤務の実態を覆い隠

し、長時間過密労働を助長することになります。一日の拘束時間を増やす一方で、時間外勤務があたかも減っているように見せかけるゴマカシです。1年単位の変形労働時間制に対する反対や懸念の声が上がるも「答申」には「育児や介護等の事情により以前から所定の勤務時間以上の勤務が困難な教師…に対しては、こうした制度を適用しない選択も確保できるように措置することが求められる」「職員会議や研修については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすることが重要」「今回提言している諸施策を総合的に実施する中で、段階的に全体としての業務量を削減し、学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要」「所定の勤務時間を現在より延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間も現在より延長するようなことはあってはならない」などの記述があります。しかし、これらを担保するための歯止めは全く示されていません。地方に「1年単位の変形労働時間制」の導入を迫る立場を撤回し、きっぱりと導入を断念すべきです。

「答申」は、文部科学省に「学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、…広く公表することにより、各地域の取組を促すこと」「様々な施策に積極的に取り組んでいる地方公共団体に対しては、一層その取組を促進できるような予算上、制度上の措置（インセンティブ）を講じる仕組みを構築すること」などを求め、「答申」に沿った具体化を権力的にすすめようとしていることも地方教育行政の自主性や独立性を蹂躪するもので、許すわけにはいきません。

こうした「答申」の持つ問題の根本には「学校における働き方改革」の目的を「新しい学習指導要領を円滑に実施」など、政権がすすめる教育政策を遂行するための「学校指導・運営体制を構築するため」としていることがあります。政府・文科省は、教職員の長時間過密労働の解消は、子どもたちの教育の充実と教職員の専門性の発揮、いのちと健康を守るための課題であるとの立場に立つべきです。

全教に結集する各組織のたたかいが教職員の長時間過密労働を「看過できない」と文科省にも認めさせ、社会的に解決が求められる課題に押し上げる原動力の役割を果たしてきました。こうしたもと、「答申」と対峙して教職員の長時間過密労働解消の方向性を国民的に示す絶好の機会を迎えていることも事実です。

長時間過密労働をまともに解消しようとするれば、持ち授業時間の上限設定や一人あたりの業務量を減らすための定数改善、文科省がすすめている競争と管理の教育をはじめとする教育政策の抜本的な転換が不可欠です。さらに「原則として時間外勤務は命じられない」とした給特法の原則を堅持した上で、なお残る時間外勤務には手当を支給するなど、教育現場の実態に即した法改正が求められます。

全教は教育にかかわるすべての団体や個人のみなさんと協力・共同を広げ、「1年単位の変形労働時間制」の導入を許さず、教職員の長時間過密労働の解消をめざし、引き続き全力をつくす決意です。

以上